
三木市人権尊重のまちづくり推進審議会議事録

■ 開催日時

令和元年9月27日（金） 15：00～16：40

■ 開催場所

三木市立教育センター 4階 大研修室

■ 出席者

（委員） 16人

五百住 満 会長、實井 憲二 副会長、小山 義郎 委員、
赤松 慶宣 委員、春川 政信 委員、河合 照代 委員、
大山 賢一 委員、近野 一弘 委員、梶 孝夫 委員、
田中 節代 委員、井上 要二 委員、小紫 達矢 委員、
佐野 潤貞 委員、福山 純子 委員、清水 育美 委員、
坂野 剛崇 委員

（行政） 11人

大西副市長、西本教育長、山本総合政策部長、石田総務部長、
堀内市民生活部長、岩崎健康福祉部長、吉岡産業振興部長、
増田都市整備部長、安福上下水道部長、藤原消防本部長、
石田教育総務部長

（事務局） 5人

辻田人権推進課長、藤田課長補佐、平井係長、畠中係長、
竹尾主査

1 開会

2 あいさつ

大西副市長あいさつ

3 委員自己紹介

委員自己紹介

4 会議の成立

本日の出席者は委員数 20 名のうち、16 名の出席につき、委員の過半数を超えておりますので、審議会規則第 3 条第 2 項により会議が成立しております。

5 会長・副会長選出

会長 五百住委員

副会長 實井委員

五百住会長あいさつ

6 審議事項

令和元年度「三木市人権尊重のまちづくり実施計画」上半期取組状況について

【小山委員】

資料 3 の 1 ページ目、1 番目の「育児休業・介護休業制度の普及啓発事業」について質問をしています。これについては、普及啓発を実施されていることは評価をしています。この制度の取得状況はどのようなものであるのか、また取得ができないということであれば、どのような理由があるのかをお聞きしたいと思っています。2 番目の「インターネット上の差別書き込みへの対応」で、本年度から新規事業として実施されているということですが、この取組状況を見ると「3 件の書き込みを発見した」とあります。その後発見をされた件数はどうなのか、また今後の取組状況についてもお聞かせいただきたいと思います。最後に 3 つ目、「住民学習会の充実」についてです。私も区長協議会連合会の一員、また各自治会の自治会長ということもあり、年 1 回、住民学習会を開催していますが、出席者が固定され、また年々少なくなっているという状況です。こういうことは事務局においても把握されていると思います。自治会としても、どういう方法でやれば少しでも多くの方にご参加いただけるのか、方策等がない状況で、何かいい方策等があればお聞かせいただきたいと思いますということで、以上 3 点質問しております。よろしく願いいたします。

【吉岡産業振興部長】

育児休業・介護休業制度の普及啓発について回答いたします。商工

振興課では制度の普及啓発のために企業に資料配布をしています。育児休業制度の取得状況については、厚生労働省の平成 30 年度雇用均等基本調査によると、取得者の割合は女性 82.2%、対前年度比ではマイナスの 1.0 ポイント、男性 6.16%、対前年度比はプラス 1.02 ポイントという結果です。次に、育児休業がとれない理由ですが、先ほどの調査とは別の厚生労働省の委託調査で労働者のアンケート調査をしており、それによると、「職場が育児休業を取得しづらい雰囲気である」「会社に育児休業制度が整備されていない」「業務が忙しくて人手不足」などの理由で取得できていないとのこと。なお、介護休業制度については国・県による調査また情報がなかったので取得状況はわかっていません。また市内の事業所の取得状況についても把握していません。

【堀内市民生活部長】

今年度実施のモニタリング事業については、三木市人権・同和教育協議会に委託し、6月27日から週2回程度実施しています。資料2の方では、資料を作成した時点で3件の書き込みを発見したと書いていますが、現在9月18日時点では部落地名や外国人への誹謗中傷など7件の書き込みを発見しています。削除すべき事柄については、今後サイト管理者に削除要請を行う予定にしています。また市民の方からの情報提供は1件ありました。今後も三木市より先に進めている県の人権啓発協会や関係部署と連携を図りながら引き続きホームページや広報みき等で市民の方にも事業の周知を図っていきたいと考えています。次に3番目の住民学習について回答いたします。ご質問の通り、住民学習の参加者の固定化・高齢化や、参加者が伸び悩んでいることについては人権推進課、公民館等課題を認識しています。市では課題を解決するために次のような取組を実施しています。1つ目は各地区の社会教育推進委員や公民館職員を対象に、参加体験型学習について実践的な研修を実施しています。2つ目は、毎年全戸配布しています人権啓発冊子「ふるさとに生きる」において、住民学習への参加を市民の方に呼びかけています。また、地推協部会の研修において、参加者の増加策についてグループワーク等を行って意見交換をしたり、新たな取組の成果と課題を共有しています。その課題解決のためには、若い世代が参加する地域の行事や団体活動に合わせて開催するなど、各地域の事情に合わせて自治会においていろいろ工夫をしていただきたいと思います。人権推進課や公民館等にご相談いただければ一

緒に検討していきたいと思っています。

【石田教育総務部長】

本日教育振興部長が欠席していますので、変わって説明いたします。先ほど市民生活部長が申しあげた内容と生涯学習課の回答と大きく変わっていませんが、この人権学習については公民館単位で毎回指導者・リーダー研修を行っています。近年、映画を観て皆さんで意見を出し合うといったものでしたが、例えばイラストなどを見てこの中で何かおかしいと感じないでしょうかといろいろな意見を出しあうといった、誰もが参加しやすいような参加体験型学習も行っています。それと参加者が少ないということですが、自治会の行事と合わせて開催していただくなど各地区でもいろいろ工夫していただいています。この人権学習は、誰もが暮らしやすい地域づくりのために欠かせない事業と考えていますので、新たな良い方法がこちらに入ってくれば情報発信していきます。

【小山委員】

2番目のインターネット上の差別書き込みへの対応、3番目の住民学習の充実については、他の委員さんからもご質問等がありますので、その方におまかせしたいと思います。1番目の育児休業・介護休業制度の件ですが、回答欄にあるように、全国的な取得率はここにあげているわけですが、市内の事業所の取得状況は把握していませんということです。この実施計画の取組ということ自体、三木市が独自にやっている事業であると思われれます。いつの時期でも結構なので、三木の事業所の状況等も把握していただきたいと思います。資料を配ってお願いしますという依頼だけではなく、実際にどのような状況になっているのか、また取得できない理由がここにあげているようなことが主な理由であると思われれますが、そのへんも考えていただきたい、調査等もしていただきたいと思います。ちなみに三木市役所での取得状況等はどうか、把握しておられるようであれば教えていただきたいと思います。

【吉岡産業振興部長】

市内の状況ですが、企業の事情等ありまして、こういう統計だけではなしに雇用統計についても、なかなか回答が得られにくくなりつつある状況ですが、適切な形で情報の収集に努めていきたいと考えています。

【石田総務部長】

三木市役所の取得の状況について、平成 30 年度の実績を報告します。育児休業と介護休業がありますが、介護休業については 30 年度の取得はありません。育児休業については、8 人の方が取得しています。取得率は、女性が 100%、男性がその約 3 分の 1 の 33%となっています。

【小山委員】

事前にいただいた資料 2 では、育児休業・介護休業の実施状況は A で、資料配布等により啓発を行うということは実施されていると理解しています。できれば今後は、その取得率の向上を図っていただくこともお願いしたいと思います。

【五百住会長】

この問題は、三木市のみならず国の大きな問題だと思います。育児休業の取得率は OECD に属する中でも日本は非常に低いです。子育てに関しても非常に大事なことなので、これは考えていかなければいけないし、企業に対しても啓蒙して、育児休業が取得できる体制をつくることは、企業の使命であると働きかけることは必要だと思います。調査することは難しいですが、理解していただくことは大事なことだと思います。住民学習会のことですが、「学習」となったらまず来ません。今の若い人を考えた時に、何か楽しい仕掛けをして、その中で学ぶ方が来やすいということがあります。

【春川委員】

2 番目のインターネットのことについては、先ほど小山委員の方でも出ましたので、特に 1 番目の三木市の人権尊重のまちづくり条例の改正のことについてお願いしたいと思います。皆さんご存知のように 2016 年に障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、そして部落差別解消推進法の 3 つの法律が出来ました。4 月 19 日にはアイヌ新法も出ています。これからの国会審議の中で LGBT の法律も間もなくできます。特にこの 3 つの法律が 3 年前にできてから兵庫県内はもちろん、県外においてもたくさんの人権の条例ができました。その中でも特に三木市は平成 13 年に条例を作りましたが、平成 8 年あたりから三木と同じように先進的に条例を作ってきた市町村や県は条例を改正してきています。特に三木市の人権尊重のまちづくり条例の前文には、日本国憲法と世界人権宣言のことが書いてありますが、そこにこの 3 つの法律を入れて、「それに基づいて」という書き方で改正をしてきています。また先ほどインターネット上の人権侵害が非常に増えてきたの

で、そのことも入れて相談体制を充実したり、三木がやっているようにモニタリングに力を入れていくとか、さらにネット上の人権侵害に対して総務省に削除要請をしたり、ひどい場合は警察等にも依頼をして誰が書いているか特定をしたりとか、こういうことをするためにもその根拠として、条例の中に、悪質な場合については指導したり、監督したりできる。また、人権侵害を受けている人に対しては削除要請も含めて、相談することで救済していく方向を条例に入れている市も増えてきています。三木市の条例が不十分だから改正しようというわけではありません。昨年の12月の総合隣保館の文化祭において、友永健三先生から「三木市の条例は素晴らしいです。同和問題だけではなく、外国人差別も障がい者差別も高齢者に対しても子どもの人権もみんな差別をなくしていくということで、しかもまだ3法ができていなかったのに審議会をする、あるいは実態調査をするといった先進的なことを三木市はしている。ますます広めてください。」という話がありました。そういう意味で、ぜひ前文のところに新しい法律ができたことや、インターネットの人権侵害のことも入れるなど、補強する意味で条例を改正していただきたいと思います。同時に3年前に行った市民意識調査で、三木市人権尊重のまちづくり条例の認知度が非常に低かったです。住民啓発のことも出ましたが、現在のいろんな状況を踏まえてさらに市民に啓発していく意味でも部分改正をするべきだと思うので、ぜひ検討をお願いしたいと思っています。

【堀内市民生活部長】

三木市の条例は、他市の条例の改正内容を見てもそれに劣る条例ではないと認識しています。ただその条例ができる前から三木市はずっと実態調査をして今に至っています。条例によって基本計画を策定して、基本計画の中でモニタリングのことも書いてあるし相談体制のことも全て網羅しています。法律と条例とあいまってこれで当分いけると思っています。ただ、春川委員が言われたように、指導や削除といったものの根拠をもつということであれば、他市の状況をみながら、そういったことについても検討は進めていきたいと考えています。

【春川委員】

必要に応じてではなくて、部長が言われたように他市の状況、特に県外をみていただきたいと思います。兵庫県内の加東市やたつの市は部落問題だけに特化した条例を作っているのですが、小郡や宇佐は、三木と同じように総合的な人権条例を作っています。三木市は部落問

題だけではなく、すべての人権ということでやっていますので、その意味で、現在の状況を入れていくことは市民にとって大事なことだと思いますので是非前向きに検討いただいて、次回の審議会の時には何か共有できるように小委員会やワーキングを作るなど一歩前進していただきたいと思います。もう一つ、先ほどの小山委員に対するお答えの中でホームページにおける市民啓発の話が出ました。これも今年の8月の市民じんけんの集いでインターネットの人権侵害について講演していただきましたが、その時に、インターネット上の部落問題や外国人差別について、学生が検索をすると差別的な間違った情報がいっぱい出てくる。だから検索をしないでくださいと。どこで調べたらいいのかというと、総合隣保館であったり、人権推進課のホームページで正しい情報を知ろうということになるのですが、隣保館運営委員会でも言いましたが、子どもの言葉で言ったら「しょぼい」、市民の言葉でいうと「更新されていませんね」と。だからモニタリングをやっていることについても、五百住先生が言われたように、親しみやすい表現を使って市民に呼びかけていくなど、ホームページの充実を図ることは、正しい情報を市民に伝えていくために非常に大事なことだと思いますので、改めてホームページに力を入れていただきたいので回答をお願いしたいと思います。

【堀内市民生活部長】

隣保館の運営委員会でも同じような提言をいただいております。人権推進課でも重々認識しておりますので、もう少し充実させたいと思います。

【辻田人権推進課長】

ホームページについては、中身を再精査し、掲載している情報については新しい情報に一旦更新をいたしました。それからいろんな人権情報については、今後いろんな情報をホームページに掲載することで充実を図っていきたいと思います。そして、前の三同教役員会で提案したのですが、今後予算がいくかもしれないが三同教のホームページを作り、市のホームページとリンクをさせて三同教情報も出していたらと思っています。

【春川委員】

期待しています。よろしくお願いします。

【五百住会長】

春川委員から出されました条例の問題ですが、部落差別解消にかか

る条例が加東市やたつの市で出ているわけですが、三木市はいち早く全体的な人権すべての条例を出していることは案外知られていません。今後いろんな法律改正が行われてくるので、そういうのも含めて考えていただいたら、良くなっていくと思います。そしてそれを周知していくことが大事だと思います。

【大山委員】

人権尊重及び同和教育の推進と人権意識の高揚を図るため、行政は各自治会をとおして住民学習を実施されていますが、各自治会の高齢化が進んでいます。先日私の自治会でふれあいサロンを開いていただき、そこで高齢者の認知症のビデオを放映していただきました。その時に家族の方の苦悩とか、そのとおりだと思い、いい勉強になりました。近年、自治会にコミュニケーションがありません。若い方は職業柄三木市から離れる方も多し、若い方と同居される方が本当に少なくなりました。自治会でも75歳以上が150人以上います。ほとんどが高齢者です。少しでも多くの自治会の活性化を図るために近隣のご近所の方のふれあいという形で、住民学習やビデオの放映を行政の方でお願いできたらと思っています。行政としても防災訓練とかいろいろされていますが、高齢化の影響とかあるかもしれませんが、参加される方も非常に少ないです。できましたら今後とも住民学習を続けていただきたいと思っています。

【堀内市民生活部長】

住民学習については公民館、社会教育推進委員の方々が各地区に応じたいろいろな方法を考えて計画をいただいています。これについては部落問題だけではなくて、女性問題、子どものこと、障がい者、高齢者やLGBTなど様々な人権課題をテーマにいただいています。今まで出会わなかった方に、そういった機会にお話をして地域の絆を深めていただくなど、住みよい地域づくりをめざして多くの方に参加していただけるように工夫をしてこれからも開催できるように努めていきます。これからも実施いたしますので、皆さん一緒に参加いただくようによろしくお願いいたします。

【五百住会長】

「住民学習会」という非常に硬い名前ですが、住民の方がふれあう場、住民同士がつながりあうことはものすごく大事です。行政の方が一生懸命やられていると思いますが、これは行政だけの問題ではないと思います。住民サイドも一緒になってNPOを含めて、立ち上げて

いく。そして行政も一緒になってやっていくことで、ふれあえる場が提供できていくのではないか。住民が集い合うということはものすごく大事だと思います。それは子育てにも役立つし、防犯上のことにも役立ちます。特に高齢者の孤独死を防ぐことにもなりますし、心の支えになっていくということもあります。

【事務局（岩谷委員の意見を代弁）】

1 つ目が「インターネット上の差別書き込みへの対応について」ということで、本年度の新規事業として取り組まれているようですが、「まだ市民からの報告を受け付けていない」というのは、受付体制は整っているが、まだどなたからも報告が無いという意味でしょうか。「爆サイ」とは何なのか存知あげないのですが、この事業自体の周知はどのような方法で行われているのでしょうか。

2 つ目はネット見守り隊についてです。先ほど申し上げましたインターネット上の差別書き込みのモニタリング事業とは連携は図られていないのでしょうか。今後ますます影響が拡大しそうな分野だけに、担当する課の垣根を越えた協力体制がとられるとよいのではないかと思います。

3 つ目は赤ちゃんと絵本のふれあい事業ブックスタートについてです。調べてみると、1992年イギリス発祥のブックスタートが「こども読書年」をきっかけに日本で2001年から広がっていったとのこと。そして、三木市での実施が2003年からだったという早さに驚きました。このすばらしい事業が今後も続いていくことを期待します。ただ、こんなに評価すべき三木市の事業がホームページを閲覧しても一般市民には見えてこないのが残念です。

4 つ目、同じく子どもの人権で、以前、妊娠期から出産、そして就学前までの母子、家族の絶え間ない支援という「ネウボラ」と呼ばれる事業が三木市にも存在することを伺っていましたが、現在その言葉が資料からは見つけられないように思います。その後、どのように進んだのか、現在はそれに代わるものがあるのか、非常に気になりました。最初耳にしたとき、すばらしい事業だと感じていましたので。

以上、4点の意見書をいただいております。

【堀内市民生活部長】

インターネット上の差別書き込みへの対応については、ホームページや広報みき8月号などで啓発しています。またいろんな研修や機会をとらえて事業の周知を図っていますが、6月27日から開始した事業

であるため、まだまだ周知が十分でないと考えていますので、今後も引き続きホームページの充実、それからいろんな機会をとらえて啓発や情報発信を行っていきます。また発見した書き込みの内容によっては、ネット見守り隊や、先ほど申し上げた県の人権啓発協会や法務局、重要な事案については警察とも情報を共有しながら、連携を図って事業を進めていきたいと考えています。「爆サイ」についてはネット掲示板の一つです。

【石田教育総務部長】

2 つ目のネット見守り隊のことですが、現在問題となるような事案があれば学校教育課、関係する学校や市長部局、人権推進課とも連携をして対応するようにしています。人権推進課が行っているインターネット上の差別書き込みへの対応についても、今後十分に連携を図り、協力体制を構築して対応していきます。

3 つ目の赤ちゃん絵本のふれあい事業ブックスタート事業ですが、こちらは4か月健診に来られた親子に対して、図書館の読み聞かせボランティアの方が絵本の読み聞かせの事業を行っています。その際に絵本をプレゼントし、絵本をきっかけに親子の絆を再確認、あるいは、さらに絆を深めていただくことを目的としている事業です。その事業がホームページ等で十分周知されていないのではないかというご意見をいただいています。確かにそのような状況でしたので現在ホームページに掲載してさらにPRしていくように準備を進めているところです。

【岩崎健康福祉部長】

4 つ目の子どもの人権の中で「ネウボラ」と呼ばれる事業についてです。「ネウボラ」はフィンランド語で、アドバイスを受ける場所という意味で、妊娠から出産、そして就学前までの切れ目ないサポートということで平成27年度から行っています。特に健康増進課においては、子育て世代包括支援センターを設置し、保健師を中心に妊娠、出産、乳児期までの保健事業をしています。さらに乳児期以降から就学前については、子育て支援課で全般的な相談、ここ教育センターで、子育て支援の総合窓口、そして教育委員会の教育・保育課の窓口において、子育て支援コーディネーターが対応しており、入園など子育てに関わる相談体制を行っています。これらを総称して、「三木版ネウボラ」という形で実施していました。これらの相談状況については、お配りしている令和元年度人権尊重のまちづくり実施計画取組状況の

13 ページ「3 女性の人権」の(37)で妊産婦乳幼児健康相談を、16 ページ「4 子どもの人権」の(37)で子育て相談事業を参照いただくと、具体的な内容を書いています。「ネウボラ」という言葉ですが、外国語ですのでとっつきにくいとか、その言葉で検索できかねますので、現在は「子育て世代の包括支援センター」あるいは「子育て支援総合窓口」という言葉で表現しています。事業自体については、従来通り妊娠から就学前までの事業は引き続き実施しているということで報告いたします。

【井上委員】

子どもの人権の説明の中で、全体的な妊娠から出産、就学前まで切れ目なくサポートするシステムといわれています。「三木市には平成27年度より」と書かれていますが、それ以前に三木市では条例ができ、基本計画ができた時に相談体制の充実ということで三木市ではそれぞれの所管課が子育て支援室がなかった時に女性センターでも取り組んでいました。従って、この回答を見たら、三木市では3, 4年前からやっとスタートしたという回答になっているので、そういうシステムが条例に基づいてできてきたということを付け加えていただくようお願いいたします。

【岩崎健康福祉部長】

岩谷委員からのご質問が、「ネウボラ」という言葉に思いをもたれたのかと思います、ネウボラに特化した形の記載になっておりますが、これまでのことも含めてこれからも切れ目のない子どもたちへの支援ということで、表現についてはもう少し付け加えたいと思います。

【五百住会長】

「ネウボラ」という言葉がいいのかよくわかりませんが、「子育て世代包括支援センター」「子育て支援総合窓口」という言葉だと、市民には何をしてくれるのかわかりにくい。本当に子育てで悩んでいる方がここに行けば相談できるとか、集えるなどがわかるようになると思います。子育てに悩んでおられる方はものすごく多く、そのことが虐待の問題につながっていたりする。どこにも相談に行けないという方もおられる。そういった方々をどう支援していくか。アドバイスを受けられる場所だと市民の方がわかるようになれば、行こうかなということになる。行けば仲間が増えてやっていけるのではないかと思います。

【坂野委員】

私の方からは3点ありますが、1,2については同じような意見です。それと担当部局を書いていないのは、すべての課という意味です。取組の状況、例えば研修や講座について、参加人数は載っていますが、その後求められている成果と課題がどこの部局もふれられていないので、これをどう評価しているのかということと、何を根拠にどう評価しているのか、それをもって浮かびあがってきた課題は何なのか、後半どうしていくのかということがどこの部局にもありませんので、これを読んで意見しづらかったというのが正直なところです。よりよいサービス、パフォーマンスをあげるためにも、ぜひそういったところをきちんと振り返っていただいております。3番目については新規事業であったものですから、交付の基準とその後の評価をどうしていくのかを伺いたかったということです。

【堀内部長】

1つ目、2つ目をまとめて回答いたします。委員の言われるように成果と課題等がみえないところがあります。今後については、全部の項目について、参加人数や理解度・満足度等、経年の変化などもわかるようにして成果と課題など見えるように、参加者のアンケートや聞き取りなどいろんな方法で把握しながら、効果等を検証していきます。

【岩崎健康福祉部長】

福祉課のふれあいサロン活動促進事業について、今日追加で資料をお配りしています。現在既に、三木市ふれあいサロン活動促進事業補助金交付要綱に基づき、申請内容を確認して交付決定をし始めています。そして交付後の活動の評価方法ですが、事業の終了後、実績報告に基づいて補助金交付要綱に従い、事業内容の確認をする予定です。地域のつながりが薄くなっているということで委員の方からもご意見をいただいております。それを解消する事業です。配布している資料に記載していますように、三木市を拠点としてスタッフが5名以上、そして市から他の補助事業をもらっていない団体に対し、子どもから高齢者、引きこもり等あるいは障がいのある方も利用者として地域で交流をもつていただく。それから活動の要件ですが、月に最低1回、開催時間は2時間、5名の参加をお願いし、補助の金額は通常基本補助として、年間48,000円、その他利用者が一定の人数よりも多い場合は加算、それから回数についても多く開催していただいたら、さらに加算し、最大66,000円を限度としています。現在のところ13件ほど地域の方から申請があり、既に交付決定し、実施されている状況です。

【五百住会長】

坂野委員が言われました事業の評価について、何年か前に私がここで事業評価について話をしました。これはなかなか難しいですが、ある程度数値化できるものは数値していくが、何名参加しただけではちょっと弱い。アンケートなどでこういう参加者がこういう意識をもっていてこう変わっていったとかがあれば、次の事業へ発展していくということをお話しました。事業評価をどういうふうにやっていくかということ、あまり難しくやると、仕事しながらそういう評価をいちいちできるかということになりますから、簡素化しながら事業評価をきちっとしていくということが次に発展していくということにつながっていくので、工夫をしていただくということをお願いしたい。

それでは、事前に質問いただいた件について全て終わりましたので、他にご意見がございましたらお願いします。

【小紫委員】

会長や坂野委員が言われたことと関連するのですが、この取組状況および成果と課題ということで各部署が書いておられますが、書いてあるフォーマットがそれぞれ部署によって違うかと思います。文章だけで書いてあるところ、取組状況と成果が書いてあるところ、項目ごとにわけてあるところがあって、文章だけで書いてあるところを見ると、取組状況はどれでこれが成果かな課題かなと、こちらで読み取らなければいけないようなところがあったので、できれば取組と成果と課題がわかるようにフォーマットを揃えていただけたらと思います。それと、事務局には伝えているのですが、実施状況と文章の整合性がとれていないところが10か所くらいありました。もう1点、実施状況の評価がAからEまでありますが、AからEまであったら、Aが一番よくてEが一番ダメなのかと思うのですが、BとCを見ると、Bが「実施中で課題あり」、Cが「実施中で効果と課題あり」ですから、Cの方がいいのかなと思うんです。Aは「実施中で効果有り」ですから、Bは課題ありですから効果がないということですね。Cが効果ありと課題ありですから、BとCが一般の感覚からは逆になっているのではないかと思うので、これもご検討いただけたらと思いました。以上2点です。

【五百住会長】

取組状況の資料はすべて公開されるのですか？

【辻田人権推進課長】

議事録は公開しています。

【春川委員】

資料 2 の 30 ページ(4)「『外国人教育基本方針』の策定」のところで、これについては 3 年前の基本計画を作成する懇話会の時からずっと指摘されていることで、今の実施状況が A で「引き続き兵庫県の『外国人児童生徒にかかわる基本方針』などを参考に検討している」と書いてあります。学校教育課と生涯学習課が担当課だと思いますが、今日は教育長もおられるので、ぜひ次回の審議会の時には何らかの方向性を出していただきたい。今年度の終わりにも「検討中」であれば見込みもなくなりますので、他市の方針もしっかりみていただいて三木市に合致した方針をぜひお願いしたいと思います。サポーターを養成したり、国際交流協会と連携していろんな取組をされていると思いますので、ぜひ次回の審議会の時には何らかの形で提起していただくようお願いします。

【西本教育長】

現在、市内に外国人の児童生徒が約 50～60 人程度在籍しています。日本に来てすぐの児童あるいは保護者に対して、県の多文化共生サポーターに 1 年間支援していただいています。さらに必要な場合は、市単独事業でさらに 1 年間サポートしています。それと春川委員がおっしゃったように国際交流協会とも連携して、例えば、日常生活で困ったことの支援をしています。現在は県の方針に基づいて運用しており、プラス市単独の経費でやっている部分があるということで、今後検討し、できるだけ方向性が出るように頑張ります。

【五百住会長】

この問題は、本来はお金のことも含めて基本的なことを国がもっときちんとすべきだと思います。各市に対して補助するなどして、市に完全にまかせてできる状況にない。三木市で今は 60 人ですが、入管法が改正されて、これからどんどん外国の方が来られて教育のみならず、市で何ができるかということもあります。国や県に対してもそうだが、議会をとおして各市が連携して要求するなどしなかったらもたなくなるんじゃないかと思います。大阪のある学校には、7 割が外国にルーツがある方で、しかも英語圏だけではなく、さまざまな言語の方が来ていて学校は大変です。そんな現状があちこち出ています。外国人の子どもだけの問題ではなくて、外国にルーツがある方とどういうふうに共に歩んでいくのか、支援していくのかということをする

に考えていかなければいけません。国が遅すぎる実態があると私は思っていますが、いずれにせよ外国人児童生徒にかかる指針というものがいると思います。指針だけですべて解決するとは言えませんが、それでもこれはぜひ作っていただくことが大事だと思います。

【田中委員】

資料 2 の 20 ページ(27)の高齢者住宅の防火指導について、10 年ほど前に高齢者の家に火災警報器をつけていただいたのですが、そろそろ電池切れの時期がきています。広報に「そろそろ 10 年です。電池を変えてください」と載せただけでは、なかなか高齢者の方には伝わりにくく、一人暮らしでどうしたらいいかわからない方もたくさんいらっしゃると思います。電池切れかどうか調べる方法があると思うのですが、図で示したりしたチラシ等を作っていただいて、私たちが配るとかサロンでお渡しする等考えていただければ助かります。それと前回、いきいき体操のことで要望させていただいたのですが、おかげで理学療法士さんに来ていただくことになりました。ありがとうございました。

【藤原消防長】

住宅用火災警報機の設置のことで、法律が改正され約 10 年以上経って新しく電池交換が必要になっていることは把握しています。火災予防運動期間中に区長協議会の理事会をとおして、チラシを全戸配布した経緯が去年あるのですが、高齢者の方にもわかりやすい図を使ってチェックの方法等を説明したチラシをまた配布したいと思いますので、よろしく願いいたします。

【梶委員】

虐待のことについてもそうですが、最近虐待等についての罰則規定とかがありますが、それに至るまでの支援の方策ということについての議論がなかなかできていない状況にあると思っています。インターネットの書き込みのことについてもそうですが、削除要請のことはありますが、その後どうしていくのかということについて、国としても法律の整備、罰則規定を設けるなどの必要性があると思っています。三木市でも 7 件書き込み事案があるということですが、それを削除要請することももちろん大切ですが、その後の対策についてもっとやらないといけないと思っています。さきほど春川委員が言われていた外国人のことですが、教育現場で外国人を受け入れ、支援することが学校現場でするのが大変な状況で、現場だけでは限界があります。三木はたぶん兵庫県内でも外国人の受け入れが多い方だと思いますが、現

場で十分なことができていないというジレンマを感じています。すべて三木市ができると思っていないが、三木市としてできること、学校現場でできること、県としてできることを整理して自分たちのできることをやっていくことが必要だと感じています。

【五百住会長】

学校現場でも非常に深刻な問題です。それからインターネットのことでもそうですね。プロバイダで消去しても、一旦書き込んだものは消えません。書き込めばどうなるのかということを経験してもらうことが大事だと思います。それから外国人の基本方針の問題もそうですが、三木市の国際交流協会と連携しながら、いろんな人がカバーしていくことが大事だと思います。

【近野委員】

防災のことですが、避難勧告や避難指示、避難準備という段階がありますが、なかなか三木市の方でも把握されていないというのが現状で、去年の時点で台風 20 号、21 号、24 号が近畿地方を襲ったわけですが、20 号の時は風の影響でものすごく怖かった。私は、兵庫県の育成会の理事もしているのですが、兵庫県で話があったのは、自治体というのは、どのお家に高齢者がおられるか、障がい者がおられるかといった個人の情報を把握されていないという話が出ました。怖いという段階になってから避難しだして、かえって用水路にはまったとか、屋根が飛んでから逃げたとかで、本当に避難しないといけない方が避難できていない。身近な人たちが背中を押してやるような感覚で逃げなさいよとか、準備しなさいよというのが三木市だけではなくて兵庫県全体的にまだそこまで把握されていないという現状がわかりました。特に、民生委員さんの意義をよくわかっておられない方がおられるというのが理事会の方でもありました。うちは女の子の障がい者がいるけどこんなことしたら怖いとか、面倒をかけたらいけないとか、自主避難所には行けないということがあります。情緒障がいの方もおられるので、公民館や福祉避難所に行けない子がたくさんおられます。そういう面で寄り添って背中をおしてもらえそうな人がいたらありがたいと去年の時点でわかりましたので、三木市の方でもそういう方をもっともっと増やしていただいたら避難しやすいのではないかと思います。ただ、台風でしたら 5、6 時間で通過して、大きな被害がなければすぐに家に帰れますが、地震で何か月も体育館で生活するということになる、障がいのある方には考えられないことです。北海道の

地震報道でも障がい者がどういう生活をされていたかということが全然出ていなかったんです。そういう面に対してなかなか話題にならないことも我々にとったら一つの問題かなと思いますのでそちらの方も検討していただけたらと思います。

【五百住会長】

ぜひそういうことを考えていただきたい。これからいつどんな問題が起こってくるかわからないという状況です。台風や地震だけではなく、局地的に雨がふって洪水になるということがでてきます。ハザードマップがありますが、ハザードマップで示されている危険区域の境界線のところで一番人が亡くなっています。ここだったら安全だと思っている。どういうふうにみんな逃げていくことができるかを考えていただくことが急務じゃないかと、話を聞いていて思いました。

7 閉会

實井副会長